平成２１年（フ）第４６６号
岡山県倉敷市児島稗田町2793番地１
債務者　中田カヅ子
１　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４６８号
岡山市北区厚生町２丁目13番12―501号
債務者　梶田古都絵
１　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１２号
岡山県赤磐市山陽６丁目３番１―306号
債務者　小野　文子
１　決定年月日時　平成21年７月23日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月24日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２００号
長崎県佐世保市小佐々町田原46番地
債務者　志方　美穂
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
長崎県西海市西海町木場郷109番地56、旧住所長崎県西海市西海町木場郷743番地
債務者　岩本　　猛
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
長崎県佐世保市峰坂町７番28号
債務者　杉本　博志
１　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月25日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月４日午後２時30分
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２１年（フ）第４３４号
愛知県高浜市田戸町２丁目２番地62　市営東海住宅２棟102号
債務者　中川　元実
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月28日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１２８０１号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目24―14―202
債務者　金沢誠こと　金　　成泰
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８０２号
東京都町田市森野４丁目３―７
債務者　小竹　博美
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８０３号
埼玉県草加市弁天２丁目16―16―312
債務者　小林　幸子
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８０８号
神奈川県横浜市旭区左近山1116―７―４―21―501
債務者　大沼　裕徳
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８０９号
東京都北区田端１丁目12―20―102
債務者　角田　康正
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８１０号
福岡県北九州市八幡西区友田３丁目２―５―304
債務者　山崎　豪太
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８１３号
愛知県安城市大東町10―18―102
債務者　栗田ゆき子（旧姓中内）
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８１７号
富山県富山市西長江４丁目６―56―２―ケ
債務者　市川　義昭
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２８１８号
福島県郡山市大槻町字小山田前12―１―４―16―５
債務者　七海　　恵
１　決定年月日時　平成21年７月22日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成21年９月29日まで
５　免責審尋期日　平成21年９月29日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部